

# SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

N°639  
2024・5・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

## 大阪支部特集

- 橋下VS大石 2024年1月31日大阪地裁判決…………… 中井雅人  
ノーマア・ミナマタ第二次近畿訴訟弁護団奮闘記…………… 片山直弥  
—すべての水俣病被害者の救済を目指して  
行政による自衛隊への個人情報提供問題について…………… 近藤暢朗  
京都支部 四月例会 「袴田事件の今と、再審法改正について」の報告…………… 岡村政和  
滋賀県警国選弁護士選任妨害国賠訴訟を提起しました！…………… 関口速人  
「同性パートナーにも犯罪被害の遺族給付金を」訴訟 最高裁判決…………… 堀江哲史  
裁判官減俸違憲訴訟を提起します…………… 竹内浩史  
COLAP日本大会、いよいよ開催！…………… 笹本 潤  
〈新春特別企画〉憲法委員会企画座談会  
「ジェンダー問題と法律家の役割」〈第3回・最終回〉—ジェンダー問題と憲法の関わり  
清未愛砂/太田啓子/大崎茉耶/河西拓哉/広谷 渉  
第18回人権研究交流集会 (11/23・24東京) 分科会紹介  
青法協は70周年なんだって！～70周年記念集会のご報告～…………… 片木翔一郎  
〈シリーズ：憲法と私⑥〉憲法38条と私…………… 前畑 龍  
【議長トーク】「修習生部会での学びを今の自分に繋げる」…………… 笹山尚人



米沢祭り

# 橋下 VS 大石

## 二〇二四年一月三二日大阪地裁判決

大阪 中井 雅人

### 一 事案の概要

本件は、橋下徹氏(元大阪府知事・元大阪市長)が、大石あきこ氏(現衆議院議員)と株式会社日刊現代を被告として、被告日刊現代が発行するタブロイド紙及びウェブ記事における被告大石による原告に関する発言(以下「本件発言」という)が名誉毀損にあたるとして、不法行為に基づく損害賠償として慰謝料三〇〇万円及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

本件発言が掲載されたのは、「『日曜討論』で糾弾したれいわ・大石あきこ議員を直撃 吉村府政の問題点とやり口、岸田政権どう見る?」と題し、被告大石に対する質問及びこれに対する被告大石

の発言等を内容とする二〇二二年二月二七日付インタビュー記事(以下「本件記事」という)である。本件記事のうち、「吉村府政の人気の高いはテレビの影響」という小見出しの下に記載がされている箇所には、以下の被告大石による本件発言内容が含まれている。

**本件発言一**…橋下元知事は気に入らないマスクミをしばき、気に入らない記者は袋叩きにする、ということをやっています。新聞社に対しても「あの記者どうにかせえ」「あの記者やったら、おたくは外す」と。その代わり、「言うこと聞くんやったら、特別の取材させてやる」とか。それはやっちゃだめですよということまで平気でやっていた。

**本件発言二**…鉛と鞭でマスクミをDV(ドメスティック・バイオレンス)して服従させていたわけです。現場には真実を報道しようとしている記者もいますが、多くの社は幹部が腰抜け。だから取材しても、ああやっぱり記事にならんかったな、ということが多いですね。

二〇二三年一月二四日に提訴、二〇二三年三月一日に第一回口頭弁論期日、二〇二三年一月二七日に被告大石のみ尋問実施という経過であった。

### 二 二〇二四年一月三二日大阪地裁判決

#### (1) 争点

主要な争点は、本件記事での本件発言が前提とする事実が重要な部分について真実であるか否かであった。

#### (2) 摘示事実

##### ア 本件発言一にかかる摘示事実

**本件摘示事実一**…公職の地位にあつた原告がその意に沿わない報道機関及び記者に対して攻撃的な対応及び取材を拒否するなど不利な対応をした事実。

**本件摘示事実二**…報道機関及び記者がその意に沿う行動をとった場合には特別な対応をする姿勢

を示した事実。

それぞれ間接的ないしえん曲的に摘示された上で、これを基礎として、「やっちゃだめでしょ」と、原告の報道機関等に対する対応が許されない旨の意見ないし論評の表明とした。

### イ 本件発言二にかかる摘示事実

第一文について、「上記対応がDVにおける服従関係に類似する旨の意見ないし論評が表明されたものといえる。」とした。

第二文及び第三文については、「報道機関に関する表現であり、原告に関する事実摘示又は意見ないし論評とはいえない。」とした。

### (3) 真実性

判決は、朝日放送に対する対応、毎日放送記者の取材への対応、朝日新聞記者に対する対応、毎日放送の番組の内容を書証から認定し、その上で、本件摘示事実一・二ともにその重要な部分について真実であるとした。

その理由として、本件摘示事実二については、「原告は、大阪府知事又は大阪市長の地位にあった当時自らの意に沿わない報道や質問をした報道機関及び記者に対し、多数回にわたり、公然と徹底的に批判した上、取材を受けない可能性を示唆したり、態度を改めない限り議論に応じない旨表明したりしている。」こと、本件摘示事実二については、「……原告は報道機関及び記者がその意に

沿う行動をとったと考えた場合、不利な対応を改め、穏当な対応をするようになったといえる。他方、原告は、良好な関係を構築した記者に対しては、移動中の車に同乗させて個別の取材に応じるなどした。」こと等が挙げられている。

### (4) 結論

本件発言一・二ともに、違法性を欠くとし、原告の請求をすべて棄却した。

## 三 判決の評価と意義

被告大石弁護士としては、橋下氏の過去の言動に関する報道・書籍・Twitter投稿等を収集・分析した上で相当数の書証を提出し、真実性に関する主張を展開した。こうした書証等からの確な事実認定と評価をし、「重要部分において真実」とした判決は高く評価できる。なお、主張書面（訴状等含む）は、原告一〇通、被告大石六通、被告日刊現代六通、被告書証は、甲一〜一〇号証、乙一〜二八号証（被告大石、丙一〜六号証（被告日刊現代）であった。

本件は法的には名誉毀損が成立するかどうかが争われた裁判であるが、本件発言に対応する小見出しの「吉村府政の人気の高いのはテレビの影響」や、橋下氏への社会的評価の低下にはならないとされた本件発言中の「現場には真実を報道しようとしている記者もいますが、多くの社は幹部が腰

抜け。……」の部分等にも表れているように、本件記事や本件発言の趣旨は、政治権力とメディア（新聞・テレビ等）のあり方に関する批判・問題提起であった。すなわち、民主制の過程に資するはずの「表現の自由」（メディア）が機能不全を起こしているのではないか、むしろ民主制の過程に悪影響を及ぼしているのではないかとという批判・問題提起である。本件提訴は、こうした批判等を委縮させるという意味でそれ自体不当であり、皮肉にも大石氏が批判した過去の言動と同種の行為といえる。判決も、前記摘示事実の検討において、本件発言の文脈や趣旨は踏まえており、これが的確な判断を支える要素になっているといえるだろう。

大石氏も述べているように、（特に関西の）メディアには、本件も含め政治問題・社会問題について深く鋭い報道を追求していただきたい。

本件は橋下氏側の控訴により、大阪高裁で審理が続くことになった。弁護士は地裁判決が維持されるべく尽力するが、みなさまも引き続き注目いただきたい。

弁護士は弘中惇一郎・西晃・大前治・大木勇・中井雅人ほか一名。

# ノーモア・ミナマタ第二次近畿訴訟弁護団奮闘記

## —すべての水俣病被害者の救済を目指して

大阪 片山 直弥

### 一 はじめに

二〇二三年九月二七日、大阪地方裁判所第九民事部（達野ゆき裁判長）は、ノーモア・ミナマタ第二次近畿国賠訴訟（以下「近畿訴訟」といいます）について、原告二八名「全員」を水俣病と認め、被告である国、熊本県、チソン株式会社ら（以下「被告ら」）に総額三億五二〇〇万円（各原告の損害一律二五〇万円＋弁護士費用二五万円、計二七五万円）の支払を命ずる原告全面勝訴の判決（以下「本件勝訴判決」といいます）を言い渡しました。

「青年法律家」No.六三三（二〇二三年一月二五日発行）の「全面勝訴！ノーモア・ミナマタ第二次近畿訴訟 大阪地裁判決のご報告」（二～四頁）で、弁護団の中島宏治弁護士からすでに報告済みではありますが、拙稿では、改めて私から報告を

するとともに、本件勝訴判決を得るために弁護団がどのように奮闘してきたかを紙面の許す限り書きたいと思います。

### 二 切り捨てられた被害者である原告ら

「なぜ、水俣病の裁判が大阪で？」という疑問をお持ちになる方がいるかもしれません。近畿訴訟の原告になったのは、メチル水銀に汚染された魚介類を多食して水俣病に罹患しましたが、それ気がつかないまま、集団就職などで、熊本県や鹿児島県の不知火海沿岸地域から関西や中京地域に移住して新たな生活を築いてきた人たちです。

また、水俣病というと、痙攣を起こして踊り狂うように苦しむ方を思い浮かべる方がいるかもしれません。しかし、水俣病の症状は、このような劇症型に限るものではありません。原告の症状は、全身の様々なところに現れる神経症状です。

一例を挙げると、手足の感覚がその末端に行けば行くほど鈍くなります。素手でも手袋をし、素足でも靴下を履いているかのような感覚の異常を抱えています。原告らの抱える自覚症状は、「風呂の湯加減がわからない」、「怪我ややけどをしても痛くない」、「手に持ったものを落とす」、「服のボタンはめが困難」、「つまずきやすい」、「スリッパ・草履が脱げてしまう」、「まわりが見えにくい」、「耳がとおい」、「味が分かりにくい」、「匂いが分かりにくい」、「こむらがえり」など、感覚症状にとどまらず、運動症状、視覚症状、聴覚症状、味覚・嗅覚症状など、様々です。

さて、公害裁判は「被害に始まり、被害に終わる」と言われます。弁護団は、原告らが抱える症状及び被害の重大性を裁判所に伝えるべく、水俣病の症状を単に羅列して被害とはせずに、生活上の不都合を具体的かつ詳細に伝える努力を惜しみませんでした。

原告らの被害は、生活のありとあらゆることに及んでいます。こむらがえりひとつ取ってもそうです。こむらがえりは、時と場所を選びません。では、それが寝ているときだったらどうでしょう。十分な睡眠をとることができません。隣で寝ている家族を起こしてしまいます。では、車の運転中だったらどうでしょう。交通事故を起こしかねません。実際に、原告らの中には、大型トラック運

転手の仕事をあきらめざるを得ずに収入が下がってしまった方もいます。

このように、その被害は、日常生活、職業生活、家庭生活、社会生活に及びます。原告らは、水俣病で人生を壊された被害者なのです。

ところで、水俣病被害者救済特別措置法(以下「特措法」といいます)という法律では、「あたる限りの救済」がうたわれているのですが、残念ながら単なるオダイモクとなっています。

居住していたのが救済対象の地域外であるとして救済されなかった人がいます。また、生まれたのが救済対象の年代外であるとして救済されなかった人もいます。そもそも、県外に住んでいたことで水俣病の情報から遮断され特措法申請の機会を奪われて救済されなかった人もいます。

実に多くの被害者が切り捨てられました。近畿訴訟の原告らは、いずれも取り残され、切り捨てられた被害者なのです。

### 三 ホコリのかぶった古い『知見』に固執する被告ら

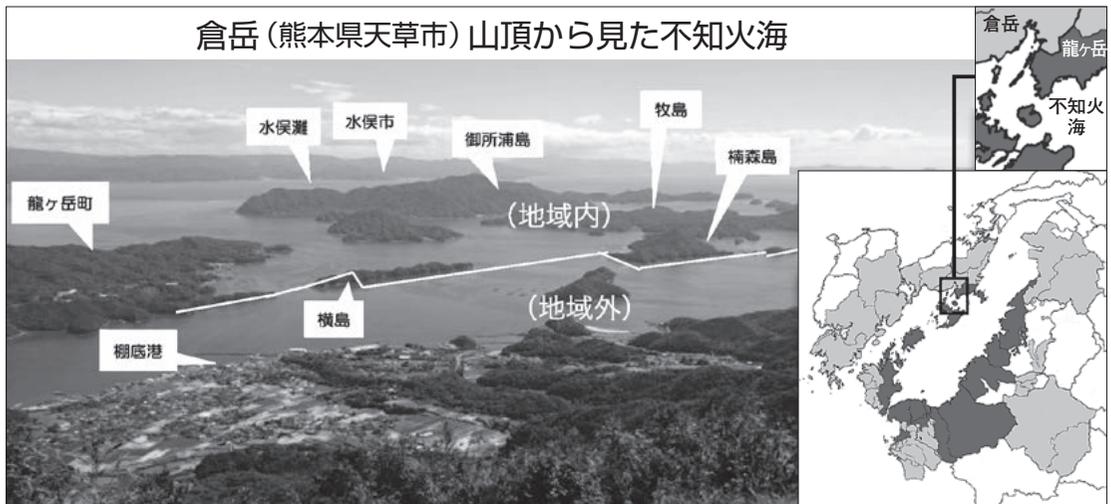
被告らは、机上の空論でもって、原告らを『二七患者』呼ばわりしました。これに対して、弁護団は、県外居住者を含むすべての水俣病被害者の救済を実現すべく、事実に基づき主張してきました。

海に線はありません。陸にも線はありません。線のないところに線を引き、この線から右は救済するが左は救済しない、といったことが平然となされていたのです。弁護団は、現地進行協議で裁判官が不知火海を訪れた際に、海や陸に線を引くことの不合理さを説きました(写真参照)。事実訴訟の過程で明らかとなった、特措法による救済者の分布によりますと、非対象地域においても実に多くの水俣病被害者が救済されていました。このことから「地域」による線引きが不合理であることは明らかです。

また、アセトアルデヒドの製造が一九六九年に停止され、メチル水銀が排出されなくなったからといって不知火海の汚染がすぐになくなるわけもなく、「年代」による線引きが不合理であることも明らかです。

信じがたいことに、被告らは、水俣病が器質性疾患であるとすればこうなるはずであるなど、事実に基づかない机上の空論で、原告らを『二七患者』呼ばわりしていたのです。被告国は、地裁判決を「国際的な科学的知見と相違」と評しましたが、大きな間違いです。被告国は、メチル水銀に汚染された魚介類を多食していた人たちから目を背けて、新たな調査も記録もしていません。ホコリのかぶった古い『知見』を、被害者を切り捨てるための理屈として利用しようとしていたに過ぎま

倉岳(熊本県天草市)山頂から見た不知火海



■ : 特措法対象地域  
 ■ : 対象地域外における救済地域

せん。

#### 四 すべての水俣病被害者救済のために

水俣病が公式に確認された一九五六年五月から、六八年が経っても救済を求める訴訟がいまだに継続しています。異常ではありますが、これはひとりの分断も許さなかつた闘いの歴史でもあり

ます。

本件勝訴判決は、原告全員を水俣病であると認めました。分断を作り出した環境行政の誤りを断罪するもので、画期的な意義を有します。

すでに原告らは高齢となっており、早期の救済が不可欠です。被告らが控訴をしたため、解決は先延ばしとなりましたが、原告らはもちろんのこ

と、原告ら以外のすべての水俣病被害者救済のために、われわれ弁護士団は「できることはすべてやる」をモットーに力を尽くします。

水俣病の全面解決のためには世論の後押しが必要です。引き続きのご支援をよろしくお願ひします。

## 行政による

## 自衛隊への個人情報提供問題について

兵庫 近藤 暢朗

地方自治体において、自衛官募集のために自衛隊に対して個人情報を提供しているという問題は、最早全国単位で争うべき問題へと発展しつつある。本項では、その中でも兵庫県支部における取り組みについて述べることにする。

### 1 神戸市及び兵庫県下での問題について

神戸市では、一八歳及び二二歳に達する神戸市

民の氏名・生年月日・性別・住所について、自衛隊に対し本人の同意なくして電子記録媒体（CD-R）への記録による提供行為が二〇二〇年六月より開始されている。かかる提供行為に関して、二〇二〇年二月、神戸市と自衛隊兵庫地方協力本部との間で、自衛官募集対象者に個人情報提供に関する覚書が締結されているが、当該覚書では、電子データすなわち募集対象者の個人情報等を第三者へ提供することや加工等を行うことを許容するも

のであり、また、作成した複写・複製データの管理のための具体的措置に関しては自衛隊側に一任するというものである。換言すれば、提供した個人情報に関して、自衛隊側での管理方法や監督責任について何ら規定されておらず、個人情報が自衛隊のほいほいままに利用されるおそれを許容するものであり、それに関しても神戸市側で何らの対策も施されていないのである。

さらに、神戸市個人情報保護条例において、新たに個人情報に対し電子計算機処理（CD-Rへ記録し提供する等）を行う場合には、予め専門機関である個人情報保護審議会の意見を聴取しなければならぬ旨規定されているところ、神戸市長はかかる手続きすら履践することなく、自衛隊への提供を取り決め実施しているのである。

### 2 本件における問題点

本件においては、何より、自衛隊に氏名等の個

人情報が提供されることにより、プライバシー権等の侵害につながるおそれがある。すなわち、性別や年齢が紐付けられた状態で氏名等の情報が国家機関である自衛隊の勧誘活動に使われ、実際の勧誘などで私生活へ立ち入られるおそれは高い。さらに、勧誘に際しての利用方法や情報漏洩に対する対策が全く不透明な状態で、前記個人情報を利用されるのであるから、個人情報漏洩のおそれ、もとい市民のプライバシー権や生活の平穩に対する侵害の程度は小さくない。

また、前記個人情報に関する四情報は、いわゆる住基四情報に該当するところ、住民基本台帳法（以下「住基法」とする）上、国家机关が法令に定める事務の遂行のために住基四情報を得ることができるのは、住民基本台帳の一部の写しの閲覧と住民票写しの交付にとどまり、住基四情報の提供までは認められていない。この点から見ても、神戸市の運用は、住基法との関係でも大いに問題がある。

また、自衛隊法においても、住基法上認められていない住基四情報の提供について、さしたる定めを設けていない。自衛隊法九七条には、都道府県知事及び市町村長は、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務を行う旨規定されているが、個人情報保護の観点からすれば、住基法上認められていない住基四情報の提供を例外的に認め

た条文であると解釈することもできない。

加えて、神戸市長は、個人情報保護条例において規定されている審議会での意見公聴を何ら行うことなく個人情報が記載された電子データを提供しているのであり、同条例に違反した運用であることは明らかである。

### 3 弁護団や市民の皆さんの取り組み

本件に関しては、弁護団結成の他に、地元住民の皆さんの奮闘により、大いにお力添え頂いている状況である。

神戸市では、二〇二〇年より「私たちの個人情報を渡さない 神戸市民の会」を結成し、百貨店前などにおいて、自衛隊に対しての個人情報提供の問題点などを陳情してきた。さらに、自衛隊に対して個人情報を提供するに当たって、いかなる課の担当者がいつ、どのようにして情報を提供しているのかといったことも、情報公開請求などを積極的に行っている。

弁護団に関しては、兵庫県支部会員の弁護士も中心となつて、神戸市長に対する住民監査請求を二〇二三年二月に行つた。もつとも、当該請求が却下されたため、市民の会のメンバーを原告として、二〇二四年二月、神戸市長を相手取り自衛隊に対する個人情報提供に供されたCD-R費用や職員の給与相当額の支払いを求め提訴した（当

該請求内容にしたのは、住民訴訟におけるいわゆる財務会計行為との兼ね合いを検討した結果である）。第一回期日は、本年（二〇二四年）五月三〇日午後一時三〇分より、神戸地裁で行われる予定であり、今後の訴訟準備としては、学者の先生方との面談や意見書作成の依頼等を行っている。

さらに、奈良においても、本年三月に神戸市同様、奈良市長の自衛隊に対する個人情報提供を巡つての訴訟が提起されたが、その弁護団にも、兵庫県支部会員の弁護士が参加している。そのため、奈良訴訟の弁護団員とも適宜連絡を取り合ひ、連携を強めているところである。

### 4 終わりに

本訴訟は、本年二月に提訴したばかりであり、最高裁まで争われる可能性の高い事案であることからすれば、長期の闘いが見込まれるものである。兵庫県支部においても、先に提訴された福岡訴訟や、同時期に提訴された奈良訴訟を参考にしつつ、各支部間の連携を密にしながら、全国レベルでの法的闘争を貫いてゆきたい。そのためにも、市民の会の皆さんと支え合いながら、「みんなで頑張る」闘いとなるようにしたい。是非とも、引き続きご注目、ご指導並びにご助言を頂けると幸甚の限りである。

## 京都支部 四月例会

### 「袴田事件の今と、再審法改正について」の報告

京都 岡村 政和

#### 一 袴田事件の今

京都支部では、二〇二四年四月一九日に、「袴田事件の今と、再審法改正について」と題し、戸館圭之会員をお呼びして、例会を行いましたので、その報告をさせていただきます。

袴田事件とは、ご存知の通り、一九六六年六月三〇日、静岡県清水市（現在の静岡市清水区）の味噌製造会社専務宅が全焼し、焼け跡から専務の他、妻、二女、長男の四人が何者かによって刃物で殺害されたという強盗殺人・放火事件です。

同事件の犯人として、当時、同会社に従業員として勤務していた袴田巖さんが逮捕、勾留、勾留延長の末、起訴され、一審で有罪判決（死刑）が下され、最高裁まで争われましたが、一九八〇年二月一九日、最高裁が袴田さんの上告を棄却し

ました（死刑確定）。

その後、袴田さんは、一九八二年四月二〇日に静岡地裁に第二次再審請求を行いました。二〇〇八年三月二五日、最高裁第二小法廷が第一次再審請求の特別抗告を棄却しました。

ただ、弁護団は、わずか一か月後の同年四月二五日、第二次再審請求を行い、二〇一四年三月二七日、静岡地裁が再審開始決定を行い、袴田さんは釈放されました。しかし、二〇一八年六月一日、東京高裁が静岡地裁の原決定を取消し、再審請求が棄却されてしまいました。二〇二二年二月二三日、最高裁は東京高裁に差し戻しをして、二〇二三年三月二三日、東京高裁が即時抗告を棄却し（再審開始）、同月二二日、検察官が特別抗告を断念することで、再審開始が確定しました。

長い再審請求審を経て、二〇二三年一〇月二七

日、再審公判が始まりましたが、検察は、再審公判でも、有罪立証を宣言し、確定判決に依拠した主張を展開しています。これに対し、弁護側は、検察の有罪立証方針そのものを批判し、問題となっている五点の衣類（ステテコ、白半袖シャツ、緑色ブリーフ、ねずみ色スポーツシャツ、鉄紺色ズボン）が、捏造された証拠であると主張しています。

なお、五点の衣類は、他の証拠と併せて、有罪を支える証拠とされていますが、①袴田さんの体格からしてズボンがはけない（高裁での着装実験済み）、②血痕の付着状況が不自然（返り血を浴びているはずなのに、ズボンより中に着ているステテコの方が血が沢山ついている）、③血痕の色が不自然に赤すぎる（一年以上味噌漬けにされているのに、鮮やかな赤である）など、事実認定に不合理的な点が多いと批判されています。すなわち、発見時の五点の衣類付着の血痕は赤みがあったという前提から、経験則として、「およそ一年二か月味噌漬けにされれば、衣類に付着した血液は、黒色化する」ということが言えます。そうすると、袴田さんが身体拘束をされた後に、五点の衣類が味噌タンク内に入れられた「可能性」があり、身体拘束をされていた袴田さんが五点の衣類を味噌タンク内に入れることは不可能であり、犯人性に合理的疑いを生じさせる、という、一般人であれ

ば、容易に想像ができることを、裁判所は認定しなかつたのです。

また、捜査機関の取調べの姿勢についても、批判されているところです。静岡県警は、静岡県警作成の捜査記録において、「犯人は、袴田に絶対間違いはないということ強く袴田に印象付けることにとつとめる」などと述べており、同報告書の姿勢そのままに、熾烈な取調べを袴田さんに行つた上、袴田さんは起訴直前に自白調書を作成されています。さらに、警察は、新聞を通して、逮捕前から既に、袴田さんを事件の犯人であると考えて、情報を新聞に流していました。逮捕前の捜査機関の行動についても非難されるべきところだと感じました。

以上のように、取調べの可視化が実現できておらず、録音録画がされていない当時、今以上に、重大事件と評価される事件であればあるほど、違法な捜査が横行していたのだということを踏まえ、全事件の録音録画を実現することが重要です。取調べへの弁護士立ち合いを実現するため、声を上げ続けることが重要です。

また、再審における証拠開示の問題もありません。刑事訴訟における再審部分の条文が整備されていないことから、裁判官によって、証拠開示実際に大きな差があります。これについては、京都弁護士会の鴨志田祐美先生が「再審格差」と表現

されておられます。再審においては、無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したとき（刑訴法四三五条六号）、再審を開始することが定められており、特に、証拠の収集・取得方法が非常に重要です。しかし、この点について、再審における規定はありません。まさに、再審の門を開くために、障害となっており、再審法の改正のため、弁護士として出来る努力をしなければと、戸館会員の講演を聞いて、改めて、思いを強くしました。

## 二 再審法改正の動き

戸館会員からは、現在の再審法改正の動きについても説明がありました。まず、超党派の議員連盟が設立されており、「冤罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」として、与野党から一三〇名が参加していることの説明がありました。また、二〇二四年四月一五日まで、全国の地方議会で再審法改正を求める意見書が、二五七の地方議会によって、採択されています。

また、日弁連からも再審法改正案が出されており、その内容は、①証拠開示の制度化、②検察官抗告の禁止、③再審請求人に対する手続保障を中心とする手続既定の整備、④白鳥・財田川決定の趣旨の明文化と再審請求の理由の拡大、⑤裁判所の公正・適正な判断を担保する制度の整備、⑥刑

の執行停止に関する規定の整備などです。

昨年から言われているところではありますが、袴田事件について、検察官が特別抗告を断念し、検察官の有罪立証の宣言によって、再審公判が行われているとはいえ、順調にいけば、五月に、論告・弁論で結審となる状況で、無罪判決がほぼ確実にでるといふ、今こそ、再審法改正の機運が最大に高まるべきであり、再審法改正の運動を活発に行つていくべきであると思います。

## 三 最後に

京都支部四月例会は、Zoom開催ということもあり、他の単位の先生や、ロースクール生、学生の参加もあり、講師に対する質問も多数に及びました。さらに、質問時間が足らず、質問が出来なかつた学生の方から後日質問も受けるなど、魅力的な例会であつたと思います。今後も、社会問題・人権課題に取り組んで、学ぶ機会を持ち続けたいと思います。

# 滋賀県警国選弁護人選任妨害 国賠訴訟を提起しました！

滋賀 関口 速人

## 一 はじめに

この事件は、私が二〇二〇年一〇月に国選弁護人として担当した事件について、当時被疑者であった原告が、滋賀県警による国選弁護人選任手続が三日間遅滞したことに対し、弁護人選任権及び弁護人の援助を受ける権利を侵害したものと見て、滋賀県を被告とする国家賠償請求訴訟を二〇二四年三月二十九日に大津地方裁判所に提起したものです。

## 二 当番弁護士として初回接見

原告は、二〇二〇年一〇月二日に逮捕、同月二二日に勾留されていました。勾留時点では国選弁護人は選任されておらず、大津簡易裁判所が当番弁護士を要請し、二〇二〇年一〇月二三日（金）に当番弁護士の担当であった私が草津警察署で当時被疑者であった原告と初回接見をしました。

その際、原告は国選弁護制度の資力について十分理解しておらず、話を聞くと言力が国選対象者であったため、接見後に直ぐに資力申告書・選任要望書を書かせてほしいと伝えるように原告に教示し、私が国選弁護人に就任すること（滋賀では当番弁護士が国選弁護人に選任されることを

法テラスに希望を出せば候補者として裁判所に通知される）、翌日の二四日（土）か二五日（日）には

改めて接見に来ることを約束し、接見を終えました。

接見終了後、留置施設の職員にも原告は国選弁護人を選任するので書類を直ぐ書かせるようにと伝えていました。

## 三 滋賀県警の杜撰すぎる対応

原告は、接見終了後、当番弁護士から国選弁護人を選任するよう言われたと職員に伝えて、国選弁護人の選任要望をしたにもかかわらず、書類を交付すらしてもらえませんでした。

二四日にも原告は書類を書かせてほしいと言ったところ、職員からは「今出しても月曜日に出しても土日に国選弁護人は接見に来ないから何も変わらない」と言われ、この日も書類を交付してもらえず、国選弁護人が選任されなまま取調べを受けていました。

私が、二五日になっても国選弁護人選任の連絡が法テラスから来ないことに疑念を抱き、草津警察署に電話で問い合わせると「留置管理課は月曜日に出す」と言っているという呆れた返答が返ってきました。結局二五日も原告に書類が交付されることはありませんでした。

二六日（月）になってようやく原告に書類が交付されて必要事項を記入後、裁判所に送付され、私が原告の国選弁護人に選任されたのは二六日午

後になってからのことでした。

#### 四 弁護士選任権及び弁護人の援助を受ける権利の侵害

憲法三四条前段は弁護士依頼権を保障するだけでなく、弁護士依頼権を保障した趣旨からは、弁護人を依頼した上で、相談して助言を受けること、接見交通が確保されること、外界における被疑者等の代理人となることなどの弁護士からの援助を実際に受けられて初めて、被疑者等の防衛権の保障、権利利益の擁護として意味を有し、弁護人の援助を受ける権利も実質的に保障しているものといえます。

本件は、原告が公権力に対して防衛権を行使する前提である弁護士選任権を直接侵害されており、原告は防衛の入り口に入ることすらできませんでした。

国選弁護士が選任されるまでの間に原告は休日にも取調べを受けており、原告の認識とは異なる供述調書まで作成されてしまっていました。

この供述調書は、本件を問題にしたことで検察官が自ら証拠請求をすることを断念しましたが、私がこの問題に気付いていなければ公判で証拠請求されてしまい、最終的に証拠採用される可能性は高かったのではないかと思います。

#### 五 滋賀県警の呆れた弁解

私が行った刑事収容施設法に基づく苦情申出に対して、滋賀県警は留置管理課の職員が選任手続の正しい理解をしておらず、月曜日に出せば良いものだと思いついてたと説明してきました。驚くべきことに三日間にわたり引継ぎを受けていた多くの職員が、国選弁護人の選任要望を受けているのに誰もおかしいと気づくことすらなく、月曜日に出せば良いものだと思いついてたということです。

本当にそうだとすると留置施設の職員は、警察学校や留置管理課に配属されてから何を学んでいたのでしょうか。

また私が提訴前に滋賀県警に対して本件の経緯について回答を求めたところ、滋賀県警は「今出しても月曜日に出しても土日に国選弁護士は接見に来ないから何も変わらない」ということは言っていないと否定し、二四日以降は原告が国選弁護士を選任する意思を明確に示していなかったとまで言い、選任が遅れたことは原告に落ち度があるといわんばかりの酷い回答でした。

#### 六 憲法上の権利の侵害であることが重要裁判所に認めさせることが重要

前記の滋賀県警の回答からは、憲法で保障され

た権利を侵害し、公正な刑事手続を歪めたことに対する認識と反省は全くありませんでした。

滋賀県警は、再審無罪が確定した湖東記念病院事件や、再審開始決定が出て検察官による特別抗告がなされている日野町事件などのえん罪事件を生み出してきた非常に大きな問題を抱えている捜査機関です。最近でも子の腕を噛んだとして起訴された母親の事件について、滋賀県警が子の腕に残った痕と母親の歯形が一致したとの鑑定を行うにあたり、別人の歯形と取り違えて鑑定をしていたことが公判で明らかになり、起訴が取り消されたという事件もありました。この事件で驚くべきことは、取調官が誤った鑑定結果を突き付けて無実の母親を自白させ、自白調書を作成させていたことです。

滋賀県警の問題は枚挙に暇がないにもかかわらず、一向に滋賀県警の姿勢が改善されない状況が今もあります。

裁判所において滋賀県警の行為が憲法で保障された弁護士選任権及び弁護人の援助を受ける権利の侵害であることを明確に認めさせて、滋賀県警に問題の深刻さを認識させることが今後の再発防止のためにも必要であるとの思いを持ち、これから闘っていくと思います。

# 「同性パートナーにも犯罪被害の遺族給付金を」訴訟 最高裁判決

愛知県弁護士会 堀江 哲史

## 1 はじめに

二〇二四年三月二六日、最高裁判所第三小法廷は、同性のパートナーを殺害された上告人が、犯罪被害者等給付制度の遺族給付金(以下「本件給付金」という)の支給を求めた訴訟で、法律上同性のパートナーも「配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者)」に該当し得ると判断した(以下「本判決」という)。

## 2 事案の概要

本件の上告人は、二〇年以上もの間、生活を

もにしてきたパートナーを、殺人事件によって亡くした。本件給付金の受給権者(遺族)について、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者

等の支援に関する法律(以下「犯給法」という)の五条一項が定めているところ、同項「号は「配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者も含む)」(以下「本件配偶者規定」という)として、事実婚のパートナーも受給権者として保護の対象としている。

この規定を根拠に、上告人は、愛知県公安委員会に遺族給付金の支給申請を行ったが、不支給裁定がなされた。その理由は、上告人(申請者)と被害者とが、男性同士であることであった。

この裁定の取消しを求めて本件訴訟を提訴した。

## 3 第一審・第二審の訴訟経過と判決

弁護団は、第一審(名古屋地裁)では、憲法違反の主張を行わなかった。その理由は、「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」という文言や、犯給法の他の条文は、文理上、被害者と同性の者を排除していないこと、婚姻の本質において異性カップルと同性カップルとで差異はないこと、本件給付金の趣旨に照らして異性カップルと同性カップルとで差異を設ける理由がないことから、憲法違反の判断に立ち入るまでもなく、支給を相当とする解釈は可能であると考えたためである。また、被害者が亡くなったのが二〇一四年、本件訴訟を提訴したのが二〇一八年であり、一刻も早く本件給付金を支給させるために、無用な主張は行わないようにしたという事情もあった(憲法一四

条一項違反をはじめ、憲法違反の主張の可能性自体については検討をしていた。

名古屋地裁は、同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が本件配偶者規定に該当するためには、「同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものである」との社会通念が形成されていることを要する」という判断基準を設定した上で、このような社会通念が形成されていたとはいえないとして、同性カップルは、個別具体的事情にかかわらず、本件配偶者規定に該当する余地はないとの判断を示した。

控訴審(名古屋高裁)では、上告審も見据えて憲法違反の主張も追加したが、名古屋高裁は、犯罪被害者給付金制度について「損害の補填自体を主たる目的とするのではなく、国の法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞的な性格を有するものであることに鑑み……立法府にある程度広い裁量が認められる」とした上で、「同性パートナーについて、異性パートナーないし異性婚姻関係と同視することが要請される」との社会的な意識が醸成されていたとは認め難い」として、本件給付金の支給において、同性パートナーについて異なる扱いをすることは憲法一四一条一項に違反しないとした。

犯罪被害者等基本法は、第一条で「犯罪被害者等の権利利益の保護を図ること」が基本法の目的

であると明記しており、第三条で基本的施策の一つとして給付金の支給に係る制度の充実等と規定する。この基本法に基づき、策定される犯罪被害者等基本計画では、犯罪被害者等のための施策が一方的な恩恵的措置でないことも繰り返し確認されてきた。このように立法においても、行政においても、犯罪被害者等給付制度が、犯罪被害者と遺族の被害回復を通じた犯罪被害者等の権利利益保護を目的とすることを明確にしてきたにもかかわらず、司法がその目的を矮小化したというのが名古屋高裁判決であった。

#### 4 本判決の評価と社会的影響

本判決は、「犯罪被害者等給付金の支給制度は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減するなどし、もって犯罪被害者を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とするもの」と、制度の目的を正しく認定した。

その上で、本件配偶者規定が事実婚配偶者をも含めているのは「犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事実上婚姻関係と同様の事情にあったといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられるから」であるところ、

そうした打撃の軽減等を図る必要性が高い場合があることは「犯罪被害者」と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない」とし、犯罪被害者と同性の者も本件配偶者規定に該当し得ると判断した。このように、条文の文言と立法目的に照らして解釈するということは、法解釈の基本であり、弁護団が第一審から一貫して求めてきたものであった。

本件配偶者規定と同様の文言が用いられている法令は二〇〇以上あるところ、林道晴補足意見は、本判決はあくまでも犯給法に関する判断であり、他の法令については、当該規定に係る制度全体の趣旨目的や仕組み等を踏まえた上で、規定ごとに検討する必要があると指摘する。もつとも、事実婚を保護の対象とする法令の目的に照らして、異性事実婚と同性事実婚とを区別する合理性を有する場合というのは、およそ想定し難い。労災や年金等、本件配偶者規定と同様の文言が用いられている法令の適用において、同性事実婚が保護の対象とされる途が大きく開かれたと言っていないのではないだろうか。

#### 5 おわりに

本判決は、一般論としては、犯罪被害者と同性の者も本件配偶者規定に該当し得ると判断したも

の、個別事情の事実認定のため、名古屋高裁に差し戻した。弁護団としては、本件配偶者規定に該当するに足りる客観的資料は既に提出済

みである。これに加えて、差戻審では、個別事情の認定に際して、異性事実婚と異なる厳格な判断基準を設けられることのないよう求めていく予定

である。

# 裁判官減俸違憲訴訟を提起します

日本裁判官ネットワーク

竹内 浩史

## 一 提訴予告

私は、青年法律家協会創立七〇周年記念集会で発表させていただいたとおり、国を被告として提訴することにした。裁判官にしか「原告適格」がない憲法訴訟かつ政策形成訴訟である。

二〇二四年四月二五日に最高裁長官宛の催告通知書で消滅時効の完成猶予の措置をとり、五月末頃までに名古屋地裁に提訴する予定にしている。この頃には、裁判に関する問題提起のみならず、私の母校での講演や岡口裁判官弾劾裁判における

証言内容等を収録した著書「裁判官の良心」とは何か（L A B O 刊）を出版する予定である。

以下、訴状の要旨を紹介させていただく。

## 二 請求の趣旨

被告は、原告に対し、一三八万七五三五円を支払え。

## 三 請求の原因

1 原告（一九六二年一〇月生）は、司法修習

（三九期）を修了し、一九八七年四月に弁護士登録し、名古屋南部法律事務所で二六年間にわたり弁護士活動をした。その間の主要な事件分野は、前半は労働事件の労働者側、後半は市民オンブズマン活動であったため、労働者の権利や行政の不正には強い問題意識を有する。

2 原告は、中部弁護士会連合会の推薦を受け、二〇〇三年四月、弁護士任官した。その後の任地は、東京高裁、東京地裁、さいたま地裁、越支部、横浜地裁、大分地裁、大阪高裁、名古屋高裁を経て、津地裁で民事部総括四年目を務めている。

3 原告は、裁判官任官時は、同期と同様に判事五号俸とされ、任官後二年を経て同期と同時に四号俸に昇給した。さらに、任官後二年目に大分地裁部総括に指名されると同時に三号俸に昇給したが、その後は同期に遅れ、現在まで昇給していない。

4 昇給がされないまま、大都市の裁判所から中小都市の裁判所への異動に際すると大幅に減俸される。国家公務員の地域手当の率が極めて不合理に設定されているからである。原告は、大阪高裁の支給率一六%から名古屋高裁を経て、津地裁一年目一五%（前任地の名古屋市の率）、二年目一二%（その八割）、三年目六%（津市の率）と漸減されたため、三年間で月給・賞与合計三三万七五三五円の減俸をされた。

5 憲法八〇条二項は、裁判官の報酬は在任中減額されないと保障している。最大で本給の二〇%もの格差がある地域手当は、本給と一体のものとして見て、その合計が前記報酬に該当するものと解すべきである。そうでなければ、裁判所法四八条により転所（転勤）拒否権が認められている裁判官は、誰も地方への赴任に応じなくなるであろう。したがって、地域手当の率の差異を理由として前記報酬を減額することは、少なくとも裁判官に適用する限りにおいては、違憲である。

6 国家公務員の地域手当の率は人事院規則

九一四九（地域手当）の別表で定められているが、等級の高い都市の設定は明らかに不自然である。東京二三区が一級地（二〇%）とされるのはともかく、二級地（一六%）になせ和光市が挙げられているかといえは財務省の税務大学校があるからである。中央官庁の主要な出先機関がある都市が高率となっていて、何らかの統計不正により恣意的に設定されたとは考えられないほど不合理なものであり、全体として不可分一体を成すものとして違法である。

7 最高裁が標榜する全国均一の司法は、地方への転勤を受け容れる良心的な裁判官によつて維持されている。その一方で、特権的な官僚裁判官は、東京をはじめとする大都市での勤務を続け、地家裁所長になる際に地方に出ても一年程度で大都市に呼び戻されるため、前任地支給率の一年間の保障によりほとんど減俸されることはない。

8 地域手当の率は一〇年ごとに見直しが行われることになっており、今年がその一〇年目に当たる。多くの国家公務員が疑問を抱いており、この是正の機会は逃せない。

9 原告の主位的請求は、行政訴訟としての実質的当事者訴訟と解される減額分の報酬請求であるが、三重県内でただ一人の民事部総括であるにもかかわらず、一号俸はおろか二号俸にすら昇給させないという処遇は、不合理な昇給差別であ

り、故意又は過失による不法行為を構成すると考えている。したがって、原告は予備的に同額の国家賠償を請求するものであるところ、最初の減俸から間もなく消滅時効期間三年が経過する。原告が現職の裁判官でありながら現時点で提訴せざるを得ない理由である。

#### 四 提訴報道の反響

名古屋司法記者クラブでの提訴予告会見では、マスコミ全社から一時間以上にわたり熱心な取材を受け、質量ともに期待以上の報道をしていた。予想外だったのは、ネット上で自衛官まで含む多種多様な国家公務員から賛同の声が相次いだ事である。裁判官も含め、皆が疑問と不満を抱きながらも、公務員バッシングを恐れて沈黙していたのではないか。守るばかりではなく、たまには攻めてみよう。弁護団募集中。

8/29-31

## COLAP 日本大会、いよいよ開催！

—テーマはアジア・太平洋の平和・人権と法の役割—

東京 笹本 潤

アジアから多くの法律家が日本に来ます。COLAP 日本大会のお知らせです。

COLAP (Confederation of Lawyers of Asia and the Pacific) は2016年に設立されたアジアの民主的法律家の団体です。

現在のアジア、特に東アジアの平和は危機的状況です。朝鮮半島では南北の対立が激しく米韓軍事演習と北のミサイル発射が多くなり、台湾海峡でも米国や日本が台湾有事を煽り軍事的に緊張した状態にあります。日本での米軍基地の建設や敵基地攻撃能力の取得や米国との軍事同盟体制の強化も地域の緊張を激しくさせています。

一方、アジアでは様々な人権問題、環境問題が生じていて、弁護士や市民の殺害や抑圧、治安立法の強化、移民・難民をめぐる人権問題など多くの問題があります。また、ウクライナやガザでは紛争がまだ終わらず、国際法の役割も問われています。

これらの問題を様々な視点からアジアの法律

家が討議して、新しい方向性を目指す。それがCOLAP日本大会が目指すところです。日本で大きい大会が開かれることは数十年に1度です。是非この機会に多くの法律家・市民の方が参加され、アジアの法律家の連帯を強めていきましょう。

大会は3日間です。分科会は、平和、人権、環境、司法の独立、弾圧治安立法、労働者の権利、移民・難民の7つの分科会が開かれます。アジアにおける米国帝国主義、フィリピンの超法規的殺害、国連憲章のアカデミー、日本の平和のセッションも開かれます。

5月からクラウドファンディングを開始するのでご協力ください。大会には通訳をはじめ多くの費用がかかります。

また、大会当日の国際会議のお手伝いもお願いしています。

連絡先：日本国際法律家協会

メール：jalisa@jalisa.info

▶とき：2024年8月29日から31日 ▶ところ：聖心女子大学（東京・広尾）

▶全体テーマ：アジア太平洋の平和、人権と法の役割

## プログラム（暫定版です）

(\*)は法律家でなくても参加可能なセッション。

	1日目(8月29日(木))	2日目(8月30日(金))	3日目(8月31日(土))
午前	受付	COLAP総会 (規約、選挙など)	IADL Academy ・国連憲章を人民の力に ・軍事同盟の合法性 ・ガザ・イスラエル紛争
午後	開会全体会 ・米賓あいさつ ・基調報告		*日本企画 ・憲法9条、日本の軍国化 など
午後	分科会1日目 A) 平和と帝国主義 B) アジアにおける人権、 女性・マイノリティの権利 C) 環境的正義、環境保護	分科会2日目 D) 危機の中の弁護士、超法規 的殺害 E) 反テロ法、国家保安法など 治安立法との闘い F) 労働者の権利、社会権 G) アジアの移民と難民	閉会全体会 ・分科会報告 ・東京宣言採択 ・役員紹介 など
夜	*アジアにおける米国帝国主義 講演：ダビッドバイン(予定)	*フィリピンにおける 超法規的殺害 講演：レイラデリマ(予定)	連帯の夕べ(パーティー)

新春特別企画

憲法委員会企画

座談会

「ジェンダー問題と法律家の役割」〈第三回・最終回〉  
— ジェンダー問題と憲法の関わり

出席者

- 清末愛砂（青法協議長・室蘭工業大学教授）
- 大崎茉莉耶（七五期）
- 河西拓哉（七五期）
- 広谷 渉（七五期）
- コーディネーター
- 太田 啓子（五五期）

（前号より続く）

■「表現の自由」の再検討

太田 先ほど少し出た萌えキャラ的なものも含め、女性の体を極端にデフォルムして描くような表象に対する批判がネットではしばしば話題になります。それに対し法律関係者からも含め「表現の自由」の侵害との指摘がありますが、批判も「表現の自由」の行使なわけですし、別に国家権力がそういう女性表象を禁じたわけではなく個人が批判したというだけなのだから、「表現の自由」の持ち出し方がおかしくないかと感じます。

清末 伝統的な憲法学の解釈では「表現の自由」は、民主主義の根幹を支え、真理を追究するもの

として、至上のものとしてきました。思想の自由市場論です。ヘイトスピーチなどは淘汰されること前提、また人間は、合理的な発言をする理性ある存在であるはずという建前で論理が作られてきたわけです。しかし、現実の社会はそうではなく、結果的にヘイトスピーカーを利することにもなってきた面があります。それでも、憲法学の世界では「表現の自由」に制限を加えるのは難しいとされてきたわけです。現実の被害に鑑みて、その点については憲法学者も振り返りが必要だと思います。

太田 ヘイトスピーチの問題について、何かありですか。

広谷 「表現の自由」の理由づけとして民主主義と結びつくとか、自己統治、自己実現の価値といわれますが、それは本当に全ての表現に妥当するものかという点、必ずしもそうではない。例えばヘイトとかデマとか。そこをきちんと、分析的に見ることをできていなかったのかなと思います。

本場に公権力により市民運動が弾圧されるような場面においては、表現は確かに民主主義と結びついています。そうではないものに関してまで同じ理屈で語ろうとすると、ゆがみが出てくると思います。

河西 旧来的なりべラールと呼ばれる人たちの中

には、公権力からの自由に対しては敏感な一方で、私人間での差別に対しては鈍感な人たちがいる気がします。

**広谷** そこをきちんとやっていけるのが新しい人権派のなところと思います。

**河西** 私人間でも、例えば、被差別当事者とマジョリティとの関係であれば権力関係があり、公権力との間でしか権力関係がないわけではない。こういうことがあまり認識されていないような気がしています。何か、私人間であればフェアであるという前提に立っているような。

**太田** たぶん、これから憲法学に、その視点がもつと深まっていくであろうと思います。

**清末** 憲法は、合理的で強い個人だけが存在する社会のためだけにあるわけではありません。憲法の位置づけをいわゆる弱い個人をどのように守ることができるとかという点により着目した方向で考えるようになると、若い世代がもう少し望む方向に進んでいくかもしれないと少し期待しています。

昔だったら、例えば私人間効力の直接適用はあり得ない、という人が多かったと思います。しかし、世代が若くなると、「いやいや違う」と思う人が以前よりはいるように見えます。「対公権力」ということだけで考えていくと、社会的な意味での

権力関係を見落としていくのでは」というような声も、弁護士などの実務家のなかからも聞こえてきます。この点については、今後、若干いい方向に行くかもしれないと期待していますので、私ものがんばって教育します。

## ■軍隊とジェンダー

**太田** 最後のテーマになりますが、大崎さんが、『女性兵士という難問 ジェンダーから問う戦争・軍隊の社会学』という本に関心があるとのことですね。

**大崎** そもそも日本にいと、戦争や軍隊は何か遠い世界に感じてしまい、そことジェンダーの具体的な結びつきという全然想像がつかず、あの本の表紙を見て「気になる」と思っていました。

**清末** 佐藤文香先生の本についてですが、強くお勧めします。女性兵士の問題を考えると、リベラリズムにとらわれすぎると、いかに大きな異にはまるかを考えるうえで、すごく参考になります。今朝の北海道新聞に、自衛隊で女性が前より増えているという記事がありました。そうだなと思いついて読んでいました。

自衛隊や防衛省は、他の官公庁よりもとにかく男女共同参画を進めてきました。人が足りないので、そうせざるを得ないわけです。今朝の北海道

新聞の記事では、ともに自衛官という夫婦について、女性の方がフレックス制を使って対応しているという話が紹介されていました。要するに、残ってもらえないとしょうがないから、いろいろな策をつくるわけです。しかし、そうすることで、社会がすぐに変わるわけではないと思います。

軍事組織が持つ本質的な問題を見るべきで、小手先のシステムの問題で終わりにしていいものではありません。いくら働きやすい環境をつくったとしても、マッチョな世界でやっていくこと、組織として上からの命令の下で動くことに耐えられること、安保法制や安保三文書の下で実際に戦場に行く可能性がある社会になっているので、そのなかで軍事組織の一員としてどれだけ力を発揮できるかということが問われていきます。そのシステムに入り込んでいくと、否が応でもそのシステムに迎合できる人間を育てることが要請されます。

こうした点から考えると、女性自衛官を増やすのは、表面上の男女共同参画にはいいかもしれないけれども、ジェンダー構造を変えろという話にはならないし、むしろジェンダー規範や差別を強化することにつながることもなるのではないかと思っています。職種を広げればいいという話ではなく、根本的なところで軍事組織が何なのか

ということが問われているのでしょうか。

### ■おこし

**太田** すごくスリリングな問題提起だと思えます。話は尽きませんが、一人ひとりと、最後に何か言って締めてもらいたいと思います。

**河西** 私自身はもっぱら技能実習生の問題とか、主に人種差別問題に取り組んでいきたいと思っておりますが、差別は全部共通したものがあろうと思っております。そういった意味で、専門的な知識とかは全然ありませんが、性差別の問題も、これからの弁護士人生の中で関わっていきたく思います。そうすることで、自分自身が男らしさから降りることができる社会をつくっていきけるのではないかと思っているのです、自分が生きやすい社会をつくるためにも、性差別の問題は取り組んでいきたいと思えます。

**大崎** ジェンダー問題に関するお薦めの本として『僕の狂ったフェミ彼女』をご紹介します。久々に会った元カノがフェミニズムに染まっていたので、「彼女を正常に戻すんだ」と奮闘する主人公と、フェミニストとなった彼女の交際が描かれた作品です。「可愛かった」彼女を取り戻そうと奮闘する主人公が、ジェンダー問題について彼女の地雷を踏み抜き続ける様子は非常にリアルで、だけ

ども軽く読めるため、フェミニズムを叩く人の心情を把握する入口としても良い作品です。ぜひ皆さんにも読んでいただきたいです。

**広谷** たまたま今日のメンツが全員神奈川ということで、これが載る頃にはたぶん終わってしましますが、神奈川の青法協では私が一番好きな「パレードへようこそ」という映画の上映会の企画があります。これはまさに差別と闘うのと、連帯をするところがテーマになっていて、私はこれがすごく好きです。

**清末** 青法協の全国議長、女性は初めてですね。それは悪いことではないと思います。どれだけの影響力があるかはわかりませんが、団体が何かしら変わろうとすれば、ずっとこういうものとされてきたことを一つずつそうではないものへ変えていくことが必要です。その意味では、私が全国議長になってよかったです。

**河西** 二人が作品の紹介をしたので映画の紹介を。「マッドマックス 怒りのデス・ロード」がすごく好きで、女性が、女性の奴隷を解放するという話で、これも非常に熱くなる、フェミニズムに関する映画だと思っております。

**太田** どうもありがとうございます。

(おわり)

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

## 人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ  
定価2,500円（税込）

## 第18回

## 人権研究交流集会(11/23・24東京) □ 分科会紹介 □

今年一月三日・四日に、東京で人権集会が開催されます。現在、二の分科会を開催予定です。今号から、三回にわたり、分科会の紹介を行っていきます。

## 憲法委員会

## 「日本に民主主義はあるのか」分科会

憲法委員会は、「日本に民主主義はあるのか」というテーマの分科会を開催します。

第二次安倍政権以降、集団的自衛権の解釈改憲や、基本的人権を軽視するような法律の制定、新型コロナウイルス対策の稚拙さ、裏金問題などで、自民党政権の政策遂行に大きな疑問をもつ国民は増えています。岸田政権になってからの内閣支持率は低迷し、国民の中にも、もはや自民党政権に対する嫌悪感が広がっています。

しかしながら、未だに政権交代はなされる気配はありません。

国民の間に現政権に対する嫌悪感が広がっているにも関わらず、政権交代が起こらないのはどの

ような理由からなのでしょう。現在の選挙制度が民意を反映するものなのか、選挙以外で民意を政治に反映させる方法はあるのか、民意を反映させる法律が制定されないのはどういう理由であるのか、などのテーマを扱います。元青年法律家協会議長の永山茂樹先生を講師としてお招きして、選挙制度の問題点、法律家の役割などをお話しいただきます。

(東京 深井剛志)

## 「結婚の自由をすべての人に訴訟」分科会

二〇一九年二月四日の全国一斉提訴から始まった「結婚の自由をすべての人に」訴訟ですが、今年の三月四日に言い渡された東京第二次訴訟の地裁判決をもって、札幌・東京(一次及び二次)・名

古屋・大阪・福岡すべての第一審判決が揃いました。

この裁判では、現行の民法及び戸籍法による婚姻制度で法律上の同性どうしのカップルの婚姻が認められていないことについて、憲法二四一条一項、同条二項、二四一条一項、二三条の違憲性を争っています。一連の訴訟では六つの地裁判決が言い渡されており、憲法違反との結論を導く条項や違憲判断の対象に違いこそあれ、六つのうちの五つの地裁判決で違憲判断が示されているという点に本件

## 第18回人権研究交流集会全体会プレ企画

6月30日(日) 9:45~

「国連の平和権宣言と日本の平和的生存権」

講師：笹本 潤会員(日本国際法律家協会)

国連で2016年に平和権国連宣言(right to peace)が成立しました。国連での議論を紹介し、平和的生存権を憲法で持つ私たちが何をすればいいか考えましょう。

\*9月常任委員会(9/6・7)でも、連続企画として1時間30分程度、ワークショップの時間を設ける予定です。

訴訟の特色があります。

また、すべての地域で控訴し、東京二次の一審判決と同日には最初の高裁判決が札幌で言い渡されました。

分科会では、各地域の判決についてご紹介するとともに、比較・分析を行います。さらには、既に出ていた高裁判決も踏まえて、今後、結婚の自由の実現に向けて、この裁判をどのような展望で進めていくべきか考えていきたいと思えます。

(東京 油原麻帆)

子どもシェルターの挑戦  
— なんで弁護士が子どもの暮らす場を創るのか

弁護士が児童福祉施設を運営するのは、矩を踏んでいるのではないかと。二〇年前、東弁の先輩たちが子どもシェルターを作ったときにそんなことを思った。

しかし、鑑別所から戻る先が見つけれなくて少年院に送ったり、中学を出たばかりで親が亡くなった未成年後見の子が単身都営住宅で暮らさなければならなかったり、虐待を受けて家庭を離れ

る子どもたちが兎相の一時保護所は満杯で息苦しいと訴えたり……。今を過ごす子どもの居場所が欲しいと何度も思った。そして、行き場がなくトーヨーコに集う子どもたち。この子が今晩行く場所が社会の中になら自分たちが創ろう、自分たちのホームグラウンドである多摩にもシェルターを創ろうと思った。

とても幸いなことに、何人もの弁護士と子どもの専門家が一緒にやろうと言ってくれた。

しかし、個室たくさん建物の探し、条件が悪いのに働いてくれる職員探し、補助金じゃ足りない運営資金を寄付してくれる人探し……。矩も壁も谷もこえ二年間かけてオープンにたどり着き、そして始まった子どもたちとの日々を報告し、弁護士という仕事のもつ可能性を共有したい。

(東京 木村真実)

次号掲載予定は、「弾劾裁判を考える(仮)」「首都圏青年ユニオンの取り組み(仮)」「保育現場の隅々まで子どもの権利を保障するために」「不適切保育」問題を考える(仮)」。七月二五号号は、「裁判必勝法VOL.6 ～平均的弁護士でも難事件で勝訴！その秘訣を実践的に語る～」原発問題分科会など予定しています。

第18回人権研究交流集会 概要

【日時】

二〇二四年二月三日(土)

～ 二四日(日)

\*一日目

分科会① 一三時〇〇分～二四時四五分

休憩

分科会② 一五時一五分～一七時

懇親会 一七時三〇分～一九時三〇分

\*二日目

全体会 九時三〇分～

【会場】

TKP品川カンファレンスセンター

(系列の会場が複数ありますので

ご注意ください)

〒一〇八〇〇七四

東京都港区高輪三二五―三三

京急第二ビル 七・九・一〇階

\*品川駅(高輪口)から徒歩三分

羽田空港から約三〇分

東京駅から山手線で二八分

# 青法協は七〇周年なんだって！ 〜七〇周年記念集会のご報告〜

東京 片木翔一郎

## 去

る四月五日、青法協七〇周年を祝う記念集会及び懇親会が神保町・学士会館で開かれた。その報告のために私に与えられた字数は一四〇〇字。青法協の七〇周年を一周年当たり二〇文字で語らねばならないことはなかなかの忙しさである。いや、ここまでで二〇〇字ほど使ってしまったからもう少し少ないかもしれない。従って、目白押しで行われたすべての催しやその内容等をここで述べるのは困難であるので詳細はURL配布されているパンフレットを参照されたい。

## さ

て、まず行われたのは北村栄実行委員長による開会宣言並びに若手支援基金（目標額五〇〇〇万円）の創設の宣言であった。なにやら今年八月末に企画されている石垣・宮古・与那国基地見学ツアーは、この基金を使用予定であり、

学生や受験生は交通費も含めなんと無料とのこと（私も学生に戻りたい……）。ぜひ親しい学生にお声かけを！ また、基金はすでに一〇〇〇万円以上を集めつつもまだまだ目標額には届いていないようなので、みなさん引き続きカンパを！

## 次

に行われたのは青法協創設の年に弁護士登録をされた内藤功弁護士による記念講演。青法協創設時の朝鮮戦争直後の情勢やその後の砂川事件、恵庭事件、長沼ナイキ事件が語られた。私も内藤弁護士の話を聞くのは初めてではないが、聞かされた、もはや憲法の歴史＝青法協の歴史であると思う。これからも我々会員は憲法訴訟の最前線でたまたかい続けなければならない。

次に行われたのは外交評論家の孫崎亨さん、清末愛沙議長、中谷雄二会員、白充会員によるパネルディスカッション「日米安保体制を問う」であつ



た（司会・青龍美和子会員）。本当はこのうちどなたか一人に時間いっぱい話していただいてもよいほどの濃い内容で、なんだかもったいないという空気が会場に満ちていた。個人的には清末議長、南西諸島だけではなく北海道もまた基地や演

1 はじめの「挨拶

令和六(二〇二四)年一月に弁護士登録をし、

渋谷共同法律事務所に入所いたしました。前畑龍と申します。弁護士になってから四カ月が過ぎようとしているところで、時間は思っているより

シリーズ  
憲法と私<sup>16</sup>

憲法三八条と私

東京 前畑 龍

2 選んだテーマ

さて、今回私が選んだ憲法の条文は三八条です。三八条は一項で不利益供述を強要されないことを、二項で不当な自白を証拠とできないことを、三項で自白が唯一の証拠である場合には有罪とされないことをそれぞれ定めています。これら

習場の島であるという話が印象的であった。そうなることや南西諸島だけではなくこちらも見学する必要があるのであれば(決しておいしい海鮮やジンギスカンに興味があるわけではない)。記念講演の最後にはシークレットプログラムとして、とある裁判官会員が国への提訴予定を語った。本稿では詳細は避けるが、この原稿を皆さんが目にするころにはすでにその提訴がニュースになっているのではないかと思われる。それから、「モヤモヤさまぁ〜ず2」にも出演したというあの大人気姉妹ユニット(?) 四谷姉妹から青法協への応援ビデオが来たことも付言しておこう。途中機材トラブルにより四谷姉妹の映像が



\*青法協のホームページの「お知らせ欄」のリンクより動画のダウンロードが可能です

合わせ鏡のようにスクリーン上に無限に表示されるという笑える一幕もあり、会場は大いに盛り上がった。

さ

て、以上のようなもりだくさんな記念講演の後の懇親会では青法協の歴史を写真でまとめたビデオ(語り・大山勇一会員)が上映され、ベテランは当時を思い起こし、若手は当時を知った。また、余興として句報法律事務所事務局青島里菜さんによるピアノソロも行われた。披露されたのはデイズニー映画「アラジン」より「ア・ホール・ニュー・ワールド」、他二曲。我々も戦争や人権侵害のない「新しい世界」を目指して、これらの七〇年も頑張っていこうではありませんか(そのとき私はちょうど二〇〇歳の会員になるので表彰してください)。

の規定に対応するのが、それぞれ刑事訴訟法一九八条二項の黙秘権、刑事訴訟法三二九条一項、二項の自白の証拠能力の制限を定めた条文とされています。

3

### 刑事司法の問題点

この条文を選んだのは刑事事件に強い関心があるためです。

私は小学生のある日のこと、周りの友人達が元気よく飛び出していき校庭で遊んでいる休み時間に、不思議と静かに過ごしたい気分になり、ひとり図書室に向かいました。図書室で何か興味を惹かれるものはないかと本棚を眺めていたところ、一冊の本が目にとまりました。タイトル等は失念してしまいましたが、裁判に関する本で、小学生でも分かりやすいように絵が多く使われていた記憶があります。その本のなかに「冤罪」を扱った一節がありました。そこでは、ある双子の死刑囚について死刑が執行された後に冤罪であることが分かったというエピソードと死刑及び冤罪の問題点が指摘されていました。それまで裁判というものをよく知らず、逮捕された人は犯人であると思込んでニュースを見ていた小学生の私には衝撃的な内容でした。その一節の中では法廷でたまたか弁護士についても触れられており、この学びが弁護士を志すことのきっかけとなりました。

その後、法律の勉強をしていくなかで、憲法を知り、刑事訴訟法を知り、黙秘をすることは権利であること、自白を強要されることは禁止されていることを学びました。黙秘権が保障されている権利であることを知ったときの衝撃は今でも覚えています。

しかし、残念なことにこれらの権利は真の意味で十分に保障されているとはいえないのではないかと感じます。日本で起きた冤罪事件のほとんどは、自白が強力な証拠とされていますが、後の証言などで自白を得るために捜査関係者が執拗な叱責を行っていたことなどが明らかにされています。黙秘をしている以上はすぐに取り調べをやめ、それ以上執拗な取り調べはすべきではないと思いますが、そうはなっていないのが現実です。

研修所では黙秘が原則だ、利益になる例外的な場合にだけ黙秘を解除するべきだ、と教えられました。前記の冤罪事件の例を見る限りではそのとおりではないかと思えます。これに対しては、黙秘は続けられない、黙秘は不利な事情とされる場合があるから必ずしも良いとはいえない、といった意見を聞くこともあります。ですが、もし本当にそういった状況があるのだとしたら、それは黙秘をするのが悪いのではなく、無理にでも話させようとする取り調べ手法と不利な事情として斟酌する運用が誤っているからではないでしょうか。

ひとりの弁護士としてできることには限りがあると思います。ですが、自身が弁護士活動を頑張ることで、前記の状況を変える一助になることのできるのではないかと思います。まだ弁護士になって間もない身であり、多くの先輩弁護士の教えや研修を受けるなかで、自身ができてくることの少なさを痛感しますが、自身の活動が現状を変える一助になるかもしれないという気持ちでこれから出来ることをひとつずつこなしていけたらと思います。

### 北海道で会いましょう！

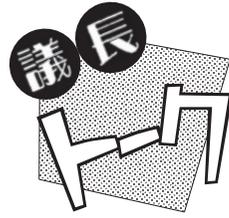
青法協弁学合同部会は後記の要領で第五五回定時総会を行います。特に七七期の新人会員は初めての総会となるため、お誘い合わせの上、奮ってご参加下さい。

□日時 六月二十九日(土) 一三時～

三〇日(日) 一二時(予定)

□場所 北海道小樽市内

※詳細は別途送付の定時総会のご案内をご参照頂くか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。



## 「修習生部会での学びを 今の自分に繋げる」

会員の皆様、「青法協 平和と人権基金」  
へのご協力、ありがとうございます!!

四月二二日現在、一〇八三万円のご寄付を  
いただいております。中には会員が参加する弁  
護団からの多額のご寄付もいただいております。  
心から御礼申し上げます。青法協の今  
後を担う若手の活動支援に大切に活用させ  
ていただきます。

この活動をするとき、思い起こすのは、私  
自身も、学生時代や修習生部会での活動の  
際、先輩会員に育ててもらったことです。

私たち五三期修習生部会は、修習開始直  
後の一九九九年四月に結成され、私は事務局

長として部会の運営に邁進しました。そのた  
め、長らく自分の問題意識に即した活動を  
企画してきませんでした。

二回試験を間近に控えた二〇〇〇年八月の  
後期修習時の部会の学習会で、私は初めて  
自分がやりたい企画を立ち上げました。それ  
は、「労働組合と付き合う」というものでし  
た。

私は、労働弁護士に、それも労働組合と  
共に活動する弁護士になりたかった。学生時  
代に、東京法律事務所の先輩で、大学の先  
輩でもある小部正治会員に、様々な労働組  
合の活動を見学させてもらったことが大きか  
ったかと思えます。

ただ、弁護士が労働組合と実際のところ  
どう付き合っているのか、それが事件もない  
ところであることはあるのか、役立つのか。  
それがわかりませんでした。

講師としてお招きしたのは、東京南都法  
律事務所の安原幸彦会員でした。このテーマ  
で、なぜ安原会員に依頼したのか。講演の冒  
頭で、安原会員ご本人も、「なぜこのテーマ  
で僕を呼んでくれたのか、わからない。けれ

ども、とても嬉しい。」と仰っていました。

しかし私にとっては、お呼びして良かった  
と心から思える学習会でした。安原会員が、  
いまのキャンブルユニオンでしょうか、  
この労働組合の結成を指導したこと、それが  
労働組合の活動と、職場に大きな影響を与  
えていること。弁護士はそこまでできるのか  
と感激し、自分もそんな仕事をしたいと、強  
烈に印象に残っています。

幸い私は、この年の一〇月に弁護士登録し  
て、二月の首都圏青年ユニオンの結成に立  
ち会うことができました。安原会員のお話の  
精神を自分事にして、首都圏青年ユニオンの  
活動に伴走し、多くの事案や組合の活動を  
通じ、組合と組合員の職場を変える、という  
自分の活動に昇華できた。修習生部会の活  
動が今の自分に繋がった。そんな自負があり  
ます。

これからの若手の会員の皆さんにも、そん  
な出会いがあると嬉しい。基金がそれに役立  
つと良いな、と考えています。

（青法協弁学台同部会議長 笹山尚人）

## 今後の日程

## 【第55回定時総会】

6月29日(土)・30日(日)

北海道

## 【第18回人権研究交流集会】

11月23日(土)・24日(日)

東京

## 各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

## 【憲法委員会】

6月19日(水)10時～

## 【修習生委員会】

6月12日(水)10時半～

## 【広報委員会】

6月18日(火)18時～

改憲問題対策法律家6団体連絡会からの  
お知らせ

当部会も参加している改憲問題対策法律家6団体連絡会が、4月17日に、「国の指示権を拡大する『地方自治法の一部を改正する法律案』の廃案を求める法律家団体の声明」、4月25日に「『重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案』の廃案を求める法律家団体の声明」を発表しました。

また、5月14日には院内集会「地方自治法改正案に異議あり!」を開催しました。YouTubeで動画配信中です。

<https://youtube.com/live/CI9VIftbepo?feature=share>



## 〈パンフ〉

『国会議員の任期延長改憲』その危険な本質～

軍事大国化の中での憲法審査会の動向～」注文受付中

【申込フォーム】(QRコードと同じ)

<https://forms.office.com/r/mfmXgTdMcE>

2023年10月3日発行 (A5判32頁)

編集・発行：9条改憲NO! 全国市民アクション／改憲問題対策法律家6団体連絡会  
頒価100円

(送料別途、ただし10部以上は送料無料)



## 編集後記

▼今年も大阪支部  
特集号として、関西  
で活動されている先  
生方に、原稿の執筆  
をお願いしました。

いずれの裁判、活動とも、主張立証活動は、大変だろうと思うものばかりでした。おかしいと思うことに、弁護士として労力を惜しまずに向き合っておられることに、頭が下がる思いです。▼今、NHKの朝ドラで、日本で初めて女性の弁護士、裁判官になった方をモデルにしたドラマが放映されています。まだ女性が司法試験の受験資格を認められていなかった時代に、主人公が、「弱き人を守るために、法律を学びたい」という思いを口にする場面がありました。自分が弁護士を目指した頃の気持ちを、思い出させてくれる場面でした。▼日々目の前の仕事に追われてしまいますが、今回の大阪支部特集号の原稿を見て、自分も初心を忘れずに弁護士という仕事を続けていきたいと、改めて思っています。

(枝川直美)